

【燃費基準】メールによる届出及び申請に関するルール（試行）

令和4年2月10日より、「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程（令和4年2月10日改正）」に基づく届出及び申請に関しまして、メール受付の試行を開始します。なお、従来の郵送による申請も引き続き受付いたします。

注）以下の規程類に基づく届出・申請は現状、メールによる申請の試行の対象外です。メールによる申請が可能になる場合は、HP等でお知らせいたします。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領

低炭素型建設機械の認定に関する規程

メールでご提出いただく場合には以下の事項を遵守して下さい。この取り組みは試行的に行っているため、運用する中で適宜ルールを見直しますが、ご了承願います。

1. メール の 件名 は、次 の と お り と し て 下 さ い。
件名：申請社名_燃費基準達成建設機械認定申請書（申請型式名）
申請する届出名/申請書名に合わせて適宜修正してください。
2. 申請書類はデータを1式にし、PDF形式にてご提出ください。
3. メール の 提出 時間 は、土、日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除いて10:00から17:00までの間のみです。上記時間帯以外の送信はしないで下さい。
4. 届出書及び申請書の右上に記載する日付は、メール送信日と一致させて下さい。
5. 届出又は申請事業者のドメインのメールアドレスから送信して下さい。送信先は、hqt-kensetukikai(at)gxb.mlit.go.jp の(at)を@に変換して、こちらのアドレスへ送信下さい。
6. 国交省にてメールを受信した際に、3営業日以内に受信した旨をメールで返信します。3営業日経過しても連絡がない場合は電話にてお問い合わせ願います。
7. メール の 本文 には、必ずご担当者様のご所属、お名前及び電話番号を記載して下さい。